

山梨県総合計画審議会第3回行政改革特別部会 会議録

1 日 時 平成23年10月31日（月） 午前10時～午後12時02分

2 場 所 山梨県庁 特別会議室

3 出席者

・ 委 員（50音順、敬称略）

今井 進 長田 由布紀 小林 一茂 田中 佑幸 長澤 重俊

・ 県 側

知事政策局次長 総務部次長 財政課長

（事務局：知事政策局次長（行政改革推進課長） 知事政策局主幹）

4 傍聴者等の数 なし

5 会議次第

（1） 開会

（2） 部会長あいさつ

（3） 知事政策局次長あいさつ

（4） 議事

（5） 閉会

6 会議に付した議題（すべて公開）

（1） 行政改革大綱の取組状況について

（2） 第二期チャレンジ山梨行動計画について

（2） その他

7 議事の概要

（1） 議題（1）（行革大綱の取り組み）について

資料により事務局から説明し、次のとおり質疑・意見交換を行った。

（委員）

県財政の改革の県債等の残高の削減について、全国平均に達していないとあるが、どのようなことか。

（財政課長）

行政改革大綱を策定した当時の目標は、全国平均まで数値を下げていくことであったが、計画期間中に他の自治体の県債等の削減も進み、現時点の全国平均と比べると全国平均に達していないということである。

(委員)

人件費の削減について、平成19年度と比較して80億円の削減とあるが、山梨県と同等規模の県と比べると職員数はどうか。

(総務部次長)

例えば人口同規模団体で、本県の人口プラスマイナス20万人という数字で都道府県を捉えた場合、同規模団体は9団体ある。9県のうち数としては少ない方から3番目となっている。人口100万人以下の県では最も少ない。職員数の多少は地勢的な理由にも左右されるが、山岳県という本県の特徴を考慮しても比較的適正な職員数管理がされていると考える。

(委員)

公共事業・県単独公共事業の削減について、資料2において、概ね達成となっている理由は何か。

(財政課長)

公共事業・県単独公共事業の段階的縮減にあたっては、地域経済に配慮しながら行う必要がある。当初予算においては計画に沿った縮減を行ったが、行政改革大綱策定以降リーマンショックにより、急激に経済が落ち込んだ時期とも重なり、国の経済対策に呼応し地域経済に配慮した経済対策を実施した結果、県負担額が増加している。事業費の増加に比べ地方への財政措置を活用する中で県負担額の増加の抑制に努めたことで概ね達成とした。

(委員)

税収確保対策について、個人県民税の徴収状況はどのようになっているか。また、税負担の公平性の観点から徴収率は100%を目指すべきと考えるがどうか。

(知事政策局次長(行政改革推進課長))

現年課税の徴収率には個人県民税を含んでおり、個人県民税の徴収率は97.4%、個人県民税を除く徴収率は99.5%になる。

所得税は現年課税であるため徴収率はほぼ100%になるが、個人県民税の場合、翌年度課税になるため、納付の段階で景気が悪くなったときに徴収は難しくなる。また、市町村は滞納整理の体制が強固になっていないことから、個人県民税の現年の徴収率が他の県税に比べて低くなっている。

税については、公平に負担していただくという視点で、納付能力のある方にきちんと納めてもらうことが必要である。

県税に占める個人県民税の割合が大きくなったこともあり、個人県民税の徴収対策を講じていかなければならない。

(2) 議題(2)(第二期チャレンジ山梨行動計画)について

資料により事務局から説明し、次のとおり質疑・意見交換を行った。

(委員)

税収確保対策の実施について、具体的にどのような対策を考えているか。また未利用県有地の売却について、どれくらい未利用県有地があるか。

(知事政策局次長 (行政改革推進課長))

税収確保を図る上で大事なことは、現年度にしっかりと徴収することである。納付能力のある方にはきちんと納付してもらうことであり、特別な事情がない限り納期限内に納めない方については、早期の滞納整理を行う。また、納税義務を正しく理解していない滞納者が多いため、督促する際には制度を周知するための情報提供をしていく。

県が直接徴収している分については、行政改革大綱において滞納繰越額を半分に減らし効果を上げているので、市町村には県の滞納整理のノウハウを活かして徴収してもらうことが重要であると考え。地方税滞納整理機構において県と市町村が連携しながら滞納整理していく仕組みがあるので、この機構を十分活用することと現年度で徴収していくことが大事だと考える。

また、企業に協力を得る中で個人県民税の特別徴収制度を活用し、所得の発生時点での納税で徴収率を上げることを考えている。

(知事政策局主幹)

未利用県有地について、過去に県の出先機関などの行政財産として使われていたもので役割を終えて用途廃止されたもののうち、利活用計画が決定されていないものが未利用県有地になる。現在17箇所、約33万㎡あり、これらについて活用を図るものである。

(委員)

数値目標において、県税徴収率が95.4%とあるが、行政改革大綱の取組状況の説明の中で、平成22年度の現年課税にかかる徴収率が98.9%となっているが、この違いは何か。

(知事政策局次長 (行政改革推進課長))

数値目標の県税徴収率95.4%は、現年分と滞納繰越分を足したものである。現年分については、平成22年度は98.9%、滞納繰越分は23.5%である。滞納になると徴収率は下がるため、現年でしっかりと徴収することが大事である。第二期チャレンジ行動計画では徴収率全体を目標設定して、現年分・滞納繰越分を徴収していくものである。

(委員)

時効分を除いて滞納分はどれくらいあるか。

(知事政策局次長 (行政改革推進課長))

36億8,400万円となっている。

(委員)

県税徴収率について、目標が全国平均の96.1%となっているが、何年後かに全国平均の徴収率が上がれば、未達成になるのではないか。

(知事政策局次長 (行政改革推進課長))

他県も個人県民税の徴収率は低いため、全国平均の96.1%が上がっていくということは想定しにくい状況にあり、厳しい数値であると考えている。

(委員)

政策3の主な数値目標の「公共工事以外の入札結果のホームページ上での公開割合」の現況の10.9%は低いのではないか。また、どのようなものを公開するのか。

(知事政策局次長 (行政改革推進課長))

公共工事に関する契約については、法律などで公表することになっていたが、他の入札については規定がなく任意であった。そこで、他の入札についても公共工事同様、一層の透明化を図るため目標設定した。

(知事政策局主幹)

公表にあたっては、スケジュールを組んでおり、車両購入、物品購入、委託について段階的に公表していくことを考えている。

(委員)

市町村への権限移譲にあたり、県の関わり方や啓発活動はどのようにするのか。

(知事政策局次長 (行政改革推進課長))

権限移譲における市町村と県の関わりについて、工程表に示されている「法律に基づく移譲」は、法律により県から市町村へ移譲することが決められているものである。

「条例に基づく移譲」は、県から移譲できるものを条例の中で規定し、個々の市町村が自らの判断で特色ある地域づくりに必要な事務を選定するものである。

権限移譲は、住民にとって身近な事務は住民にとって最も身近な基礎自治体である市町村が行い、地域の諸課題に取り組むことができるようにするとともに、そこで処理しきれないものは県が補完していくという「補完性の原理」の考え方にに基づき行っている。

円滑な移譲を進めるため、移譲事務の事務処理の内容・手続きなどを市町村に説明するとともに国の通知などの情報提供や研修等の支援を行っていく。

(委員)

全国的に消費税の徴収率が低い。報道では市町村の窓口職員の知識不足が指摘されているがどうか。

(知事政策局次長 (行政改革推進課長))

消費税は国で徴収しており、県として対策を講じることはできない。国には厳しい財政状況の中、徴収に努力していただけるよう期待している。

(委員)

中小企業でつくる組合への貸付けについて、7団体への貸付けが不良債権化しているという報道があった。このようなことが懸命に働いている職員の給与に影響すると県職員が一枚岩でなくなってしまうのではないかと心配している。

(長澤委員)

政策2の主な数値目標について、行政改革大綱では、職員数が示されていたが、今回の目標では示されていない。職員数は重要な目標と考えるがどうか。

(総務部次長)

行政改革大綱では、職員数は最大限の純減を目指し取り組んだ結果、計画を大きく上回る794人削減した。この計画の達成により、現状の組織・事業量に対して必要最小限の職員数になったと考えている。

したがって、この第二期チャレンジ行動計画では、職員数を減らすという示し方はしていない。基本的には平成23年4月1日の職員数を基に定員管理を行う。

ただし、警察職員については、国の政令により定められており、今後の治安状況によっては増員になる可能性がある。また、教職員については、国において少人数学級の推進を施策として掲げており、今後、国の動向によっては増員になる可能性がある。

今後、大幅な組織の改編、事務事業の見直しにより職員数の減少につながる可能性があれば、状況を見ながら対応していきたい。

(委員)

政策ごとの事業費、例えば政策1ではどのような事業に使われるのか。

(知事政策局次長 (行政改革推進課長))

政策ごとの事業費は、施策事業を実施する際に要する経費を掲載している。政策1の事業費は、ほとんどが公共土木施設工事に要する経費である。このチャレンジ行動計画では予算上の事業費ベースで記載する構成になっており、他の政策との整合性を図るため、マイナス分(削減分)を反映していない。

基本目標7の「改革続行」チャレンジにおいては、事業費ではなく例えば県債等残高のようにいくら削減したかということに焦点を当てたい。

(委員)

県債等残高の削減について、県としての理想の残高はいくらか。

(財政課長)

理想の数値は本県に限らず、全国の自治体、国においても明確にはないと考える。

公共事業のように20年、30年といった単位で施設を使用する場合の費用は、将来に

わたくし均等に負担していくという視点で県債を発行し、20年、30年で償還していく。

国土保全、社会資本整備は、どの時代においても必要であり、県債等残高を0にすることは想定されない。

適当な残高については、財政の中期見通しにおいて、財源不足額が生じる厳しい状況が続く試算が出ており、県債等残高の削減をしていく必要がある。

削減額については、いろいろな指標、全国の状況、経済状況をみながら目標を立てている。

(3) 議題(3) その他(県税の状況)について

資料により事務局から説明し、次のとおり質疑・意見交換を行った。

(委員)

大企業の役割は、雇用の確保、職の安定供給だと思う。安定的な雇用を確保できるような法人の誘致は有効ではないか。

(知事政策局次長(行政改革推進課長))

第二期チャレンジ行動計画は、税収確保という観点ではなく、経済活性化、産業振興という観点で企業誘致するものとして策定されていると理解している。

(3) 議題(3) その他

事務局から今後の日程等について説明し、了承を得た。